

岩手県事務委任及び代決専決規則別表第 1 に規定する別に定める補助金のうち商工労働観光部に係るもの（平成 18 年岩手県告示第 480 号）の一部を次のように改正する。

平成 18 年 11 月 7 日

岩手県知事 増 田 寛 也

改正前		改正後	
室課名	事業名	室課名	事業名
[略]		[略]	
産業振興課	工業団地内ゼロエミッション・アクションプラン推進費補助、水産バイオマス循環ビジネス創出事業費補助、いわて型ペレットストーブ普及促進事業費補助（ただし、県南広域振興局の所管に係るものを除く。）、中小企業等戦略的成長支援事業費補助（ただし、県南広域振興局の所管に係るものを除く。）、中小企業等戦略的総合支援事業費補助、信用保証事業支援費補助、中小企業災害復旧資金利子補給補助、中小企業災害復旧資金保証料補給補助、商工業小規模事業経営支援事業費補助（岩手県商工会連合会に係るものに限る。）、商工団体育成指導強化事業費補助、中小企業連携組織対策事業費補助、商店街振興組合連合会指導事業費補助、中小企業等新事業活動支援事業費補助（ただし、県南広域振興局の所管に係るものを除く。）、中心市街地活性化推進事業費補助、商店街自律再生支援事業費補助、自動車関連産業創出推進事業費補助、自動車関連産業人材育成支援事業費補助、自動車関連産業参入促進事業費補助、ソフトウェア開発業務取引支援事業費補助、組込みソフトウェア産業振興事業費補助、中小企業ベンチャー支援事業費補助及び小規模企業者等設備資金貸付事業費補助	産業振興課	工業団地内ゼロエミッション・アクションプラン推進費補助、水産バイオマス循環ビジネス創出事業費補助、いわて型ペレットストーブ普及促進事業費補助（ただし、県南広域振興局の所管に係るものを除く。）、中小企業等戦略的成長支援事業費補助（ただし、県南広域振興局の所管に係るものを除く。）、中小企業等戦略的総合支援事業費補助、信用保証事業支援費補助、中小企業災害復旧資金利子補給補助、中小企業災害復旧資金保証料補給補助、商工業小規模事業経営支援事業費補助（岩手県商工会連合会に係るものに限る。）、商工団体育成指導強化事業費補助、中小企業連携組織対策事業費補助、商店街振興組合連合会指導事業費補助、中小企業等新事業活動支援事業費補助（ただし、 <u>県南広域振興局の所管に係るものを除く。</u> ）、 <u>県北・沿岸地域起業化支援事業費補助</u> 、中心市街地活性化推進事業費補助、商店街自律再生支援事業費補助、自動車関連産業創出推進事業費補助、自動車関連産業人材育成支援事業費補助、自動車関連産業参入促進事業費補助、ソフトウェア開発業務取引支援事業費補助、組込みソフトウェア産業振興事業費補助、中小企業ベンチャー支援事業費補助及び小規模企業者等設備資金貸付事業費補助
[略]		[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			